総合評価方式における
技術提案の留意事項等について

和歌山県　県土整備部
県土整備政策局　技術調査課

１　総合評価方式における技術提案の
　　留意事項等について

２　和歌山県における建設工事の
　　生産性向上の取組について

３　工事検査時における指示事項に
　　ついて

１　総合評価方式における技術提案の留意事項等について

（１）技術提案にかかる留意点

（２）具体的な留意事項等

（1）技術提案にかかる留意点

■　簡易な施工計画や具体の技術提案において、「具体的な提案」の項目に記載のない場合又は提案が基準に適合しない等、適正でない場合は失格となります。

■　工事名等に記載間違いがないこと。

■　技術提案は確実に施工ができるものとすること。

■　技術提案は施工の確実性を求める為、具体的に記載すること。また曖昧な表現としないこと。

■　枚数制限がある場合は、制限を守ること。（制限を超えた場合は評価の対象から外します。）

■　提案を他社から聞き出すようなことはしないこと。また、他社と協議して作成しないこと。

■　技術提案を履行するために必要となる費用は、必ず入札価格に見込むこと。

（1）技術提案にかかる留意点

■　技術提案の履行確認については、監督員に立会を求めるとともに、写真等による記録を残すこと。

■　受注者の責で採用された技術提案のとおりに施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。さらに、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額もしくは損害賠償請求を行う場合がある。
　また、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、成績評定の減点を行うとともに、上記と同様の措置等を課す場合がある。

■「県産品・リサイクル製品の積極利用」において、県産品等の使用を提案した場合の不履行が確認された場合には、工事成績の減点を行うものとする。

■「具体的な提案内容」に加えて、「期待される効果」及び「発注仕様との相違点」も記載すること。（記載がない場合は、評価の対象としません。）

■　一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

（2）具体的な留意事項等

※「実施要領」：建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領
「失格取扱」：工事費内訳書及び技術提案（技術資料）に係る失格等の取り扱いについて
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html
「手引き」：総合評価落札方式にかかる事務手引きhttp://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html

1）配置予定技術者について

①工事成績

	留意事項等	対応	根拠
1	（落札候補者となった場合） 技術者の従事期間が工期の1／2以上であることがわかる資料が確認できなかった。	0点で評価	「工期の1／2以上の従事期間の者に限る」 →手引きP5他 「一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする」 →実施要領第15条第3項
2	（落札候補者となった場合） JVでの実績を提出しているが、その出資比率が20％以上であることがわかる資料が確認できなかった。	0点で評価	「共同企業体の場合は出資比率20％以上の場合のみ対象とする」 →手引きP6他 「一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする」 →実施要領第15条第3項

①工事成績

3	（入札書を提出した際） 工事成績の全て（※）を記載することとなっているが、低い成績を記載していなかった。	悪質な場合は、失格。 なお、評価においては、県のデータで成績を確認して、全てを加味した上で評定を行った。	悪質な場合は、「虚偽の技術資料を提出した者」として失格 →　実施要領第12条第9項

※契約額250万円以上、平成22年4月1日以降に入札公告したものについては1，500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事（知事部局又は教育委員会所管事業で出先機関（振興局建設部等）が発注する工事を含む。）

②継続教育（CPD）の取り組み状況

	留意事項等	対応	根拠
1	（入札書を提出した際） 継続教育（CPD）の有無で、「有り」となっていたが、証明機関の記載がなかった。	0点で評価	配置予定技術者の資格等「CPD（継続教育）の有無、証明機関」を記載すること →手引きP49他
2	（落札候補者となった場合） 継続教育（CPD）の証明書の提出があったが、推奨単位を満たしていることが、確認できなかった。	0点で評価	「推奨単位以上」 →手引きP6他 「一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする」 →実施要領第15条第3項

継続教育（CPD)について

各団体が発行する証明書により、継続教育（CPD）の有無を評価する。

なお、証明書は、「建設系継続教育」の内、当該技術者が、主任（監理）技術者となり得る資格に関する各学協会において、証明（推奨単位以上、１年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを**上位に評価する。**

例）**１級土木施工管理技士の場合は「社団法人全国土木施工管理技士会連合会」**
技術士の場合は「技術士会」
が発行する証明書について、１．０点で評価する。

「建設系継続教育」と認めるものは以下のとおりとする。

・空気調和、衛生工学会　・建設コンサルタンツ協会　・地盤工学会
・全国土木施工管理技士会連合会　・土木学会　・日本環境ｱｾｽﾒﾝﾄ協会
・日本技術士会　・日本造園学会　・日本都市計画学会
・農業農村工学会（旧農業土木学会）　・日本建築士会連合会
・日本建築学会　・日本コンクリート工学協会

ただし、日本建築学会と日本コンクリート工学協会については、推奨単位が明らかにされていないため、推奨単位が明らかにされるまでは評価の対象とはしないものとする。

③その他

	留意事項等	対応	根拠
1	（技術提案を提出した際） 専任の技術者を要する工事において、営業所専任の技術者を記載していた。	失格	「契約金額が2500万円以上となる場合は、建設業法第26条に規定する専任の技術者を配置できる者であること。」→入札公告 「技術者に関する要件を満たしている者であること」 →実施要領第4条⑵オ
2	（入札書を提出した際） 監理技術者講習会修了証を確認したところ、修了年月日が過去5年以内の日付でなかった。	失格	「技術者に関する要件を満たしている者であること」 →実施要領第4条⑵オ 「当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた講習を受講していなければならない。」 →建設業法施行規則第17条の14 ※監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要なため。

③その他

	留意事項等		対応	根拠
3	（入札書を提出した際） 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を確認する資料（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し）の提出が必要であるが、「健康保険被保険者証」の交付日が3ヶ月未満であった。	⇒	失格	「技術者に関する要件を満たしている者であること」 →実施要領第4条(2)オ 「当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する必要がある」 →手引きP45技術提案の内容に関する留意事項ウ　他
4	（入札書を提出した際） 提案様式「配置予定技術者の資格等」と「配置予定技術者の工事成績」における技術者名が異なっていた。	⇒	「配置予定技術者の工事成績」については0点で評価	「当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を提案様式に記載すること」 →手引きP45技術提案の内容に関する留意事項ア　他 ※配置予定技術者の工事成績については確認できないため、評価しない。

2）地域貢献について

①県産品、リサイクル製品の積極利用

	留意事項等	対応	根拠
1	（入札書を提出した際） 提案様式（その1）のみ提出され、（その2）の提出がなかった。	失格	「書類の全部又は一部の提出がない」 →失格取扱　2　失格より ※該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。
2	（入札書を提出した際） 提案様式が旧様式であり、必要事項が記載されていなかった。	失格	「書類の全部又は一部の提出がない」 →失格取扱　2　失格より

①県産品、リサイクル製品の積極利用

	留意事項等	対応	根拠
3	（入札書を提出した際） 独自で作成した様式で提出され、必要事項が記載されていなかった。	失格	「書類の全部又は一部の提出がない」 →失格取扱　2　失格より
4	（入札書を提出した際） 提案様式（その1）で、業種の記載がされていなかった。	0点で評価	県産品、リサイクル製品の積極利用（その1）①②同業種の工事 →手引きP7他
5	（入札書を提出した際） 提案様式（その1）で、記載された工事は同業種の記載でなかった。	0点で評価	県産品、リサイクル製品の積極利用（その1）①②同業種の工事 →手引きP7他

①県産品、リサイクル製品の積極利用

	留意事項等	対応	根拠
6	（入札書を提出した際） 県産品、リサイクル製品の積極利用で、提案様式の（その１）①の欄に記載すべき案件を、（その１）②の欄に記載していた。 ※①当該年度を含まない2ヶ年度前の４月１日から入札書を提出した日までに加点評価された同業種の工事 ②入札書を提出した日から起算して１年前までに加点評価された同業種の工事	0点で評価	県産品、リサイクル製品の積極利用（その１）①②同業種の工事 →手引きP7他
7	（入札書を提出した際） 提案様式（その２）③において、複数の建設資材の提案がされた。 ※③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を１品目全数使用	1番目に記載されていた建設資材のみを評価対象とする	「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案」 →手引きP7他

※仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を１品目全数使用の「１品目全数使用」とは、「資材名・規格が同一のものを全て使用する」ことです。

①県産品、リサイクル製品の積極利用

	留意事項等	対応	根拠
8	（入札書を提出した際） 提案様式（その2）③において、諸経費に含まれる資材（看板など）の提案がされた。 ※③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用	0点で評価	「諸経費に含まれる資材、転用可能な資材、率計上のもの、諸雑費などは対象外」 →手引きP8
9	（入札書を提出した際） 提案様式の（その2）③において、けんさんぴん登録されていない県産品建設資材の使用を提案する場合に、県外に本店がある企業が製造した建設資材の提案がされた。 ※③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用	0点で評価	和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第2条第2項第1号 「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」 →手引きP9
10	（入札書を提出した際） 提案様式の（その2）③において、「県産」でない認定リサイクル製品の提案がされた。 ※③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用	0点で評価	「和歌山県リサイクル製品認定制度に基づき県産認定された県産認定リサイクル製品であること」 →手引P8(2)

①県産品、リサイクル製品の積極利用

	留意事項等
11	（落札候補者となった場合） 提案様式の（その2）③※において、提案された建設資材が、今回の工事で材料承認ができないと判断されるものであった。 ※③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用

対応	根拠
0点で評価	「規格の不一致等、契約後に材料承認ができないと判断されるものについては、加点評価しない」 →手引きP10

3）標準型の具体の技術提案について

	留意事項等	対応	根拠
1	（入札書を提出した際） 具体の技術提案が白紙であった。 （「特になし」含む）	失格	「具体の技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある」 →手引きP22
2	（入札書を提出した際） 入札公告における「〇〇についての提案」において「△△に着目して評価する」としているが、着目点以外の提案がされた。	0点で評価	「着目点以外の提案については、評価しない」 →手引きP23

3）標準型の具体の技術提案について

	留意事項等
3	（入札書を提出した際） 「具体的な提案内容」の記載はあったが、「期待させる効果」及び「発注仕様との相違点」の記載がなかった。

対応	根拠
0点で評価	「記載がない場合は評価対象としない」 →手引きP85他

４）その他

1	（入札書を提出した際） 入札時に提案様式の提出がなかった。	→	失格	「書類の全部又は一部の提出がない」 →失格等取扱　第12条第1項(2)(1)
2	（入札書を提出した際） 他社名が記載された提案様式が提出された。	→	失格	「明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者」 →実施要領第12条第1項(3) ※入札参加資格停止等措置要綱に基づき厳重注意とした。 　なお、平成23年8月の入札参加資格停止等措置要綱の一部改正により、今後は停止期間3ヶ月となる。

２　和歌山県における建設工事の生産性向上の取組について

①和歌山県工事連絡調整会議（三者会議）

②工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

③工事現場での諸問題に対する迅速な対応
（ワンデーレスポンス）

①和歌山県工事連絡調整会議（三者会議）

公共工事の品質確保と円滑な工程管理には、
発注者及び当該工事に係る設計者の設計思想、施工上の
留意点等を施工者に的確に伝えることが必要不可欠。

発注者、施工者及び設計者で「**工事連絡調整会議**」を開催し、工事の品質確保と円滑化を図ると共に、情報を相互に共有することにより、一層の技術力向上を図る。

対象工事
〇予定価格1億円以上の工事
〇予定価格1千5百万円以上で
・一連の設計区間で、用地取得後初めての工事
・作業工程に難易度の高い制約条件等が課せられている工事（重要構造物・法面工・地滑り防止工等）

【　技術調査課　HP参照　】
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/renraku/renraku.html

②工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

土木請負工事の設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と請負者がともに、設計変更における課題や留意点、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があるため、工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）を策定。

【　技術調査課　HP参照　】
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/sekei/sekei.html

③工事現場での諸問題に対する迅速な対応（ワンデーレスポンス）

発注者の意志決定を「現場を待たせない」という精神に基づき的確な指示等を速やかに受注者に伝え、工事現場における諸問題に対して迅速な対応に努める。

３　工事検査時における指示事項について

主な指示事項一覧表

分類	番号		内 容	頁
照査	1		着手時の設計図書の照査を工事打合簿等にして整理すること。	1～3
施工計画	2		各種作業主任者の選任を行い施工計画書に明示すること。	4～9
下請	3		下請業者（舗装、区画線等）がある場合、 ・下請負契約書（写）を提出すること。（変更契約時も忘れないように） ・下請負契約書（写）ではなく、注文書及び請書の交換のみによる場合は基本契約約款を添付すること。 ・下請の主任技術者資格を添付すること。	10～12
コリンズ	4		コリンズの登録は契約後10日以内に行い、変更が生じた場合も速やかに行うこと。	13～15
廃棄物	5		建設廃棄物処理委託契約書で契約期間と工程表での運搬の期間の整合性をはかっておくこと。（変更工程表と廃棄物処理契約書と整合を図ること）	16～18
	6		建設副産物の処分時には受入伝票の原本を提出すること。	19～20
	7	○	*建設副産物の工事記録写真は、積み込み、運搬、処分地の施設名等を適切に撮影すること。*	21
現場関連	8	○	圧縮強度試験成績書について打設箇所を記入すること。*また、重要構造物については、強度管理と打設箇所の総括表を作成すること。*	22～24
	9		スペーサーの材料承諾及び品質証明を提出する。	25
	10		材料（塗料、アスファルト乳剤等）の製造年月日がわかる資料を添付すること。（有効期限を経過したものは使用しないこと！）	26～28
写真	11	○	建設業許可標識、労災保険、建退共の*写真の文字が判別できる様に撮影すること。*	29～31
コンクリート	12		コンクリート供試体の採取箇所がわかる様に写真撮影をすること。（工事現場風景を入れる）	32
	13		コンクリート打継時にはレイタンス処理の状況写真を撮ること。	33
	14		コンクリートの養生写真を添付すること。（養生用マット、ぬらした布、散水、湛水等）	34～36
コンクリート	15		コンクリートの強度試験について、4週強度及びサンプル採取等の破壊検査は請負者（現場代理人又は主任技術者等）において立ち会いすること。	37
法面	16		現場吹付法枠工でテストピースをコア抜きした写真を撮影しておくこと。（工事現場風景等を入れる）	38
	17	○	吹付工等の施工面状況写真及び跳ね返り処理状況の確認ができる写真を添付すること。*また、処理等清掃後の状況確認ができる写真を添付すること。*	39 ～40
塗装	18		塗装工事等塗料の撹拌状況の写真も添付すること。	41
土工	19		盛土締め固め厚さは定規を当てて厚さ確認をすること。（路体は30cm以下、路床は20cm以下ごと）	42～44
	20	○	プルーフローリングについては、路床盛土工、下層路盤工で行い、監督員の段階確認を行うとともに*測定結果一覧表を整理すること。*	45～ 52
舗装	21		アスファルト舗装の温度管理を適正に行うこと。	53～55
完成時	22		現場完成に伴う完成検査の受検前において、跡片付けの最終確認をすること。	56

○印のある項目の*イタリック書体部*については、必須ではありませんが検査業務が円滑に行えるよう整理していただく事項です。

ご質問は　和歌山県　県土整備部　県土整備政策局　技術調査課まで

連絡先　073－441－3082

【　技術調査課　HP　】

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html

〇総合評価落札方式

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html

ご静聴ありがとうございました。